

平成 年 月 日

船名 _____ 号 船舶番号 第 _____ 号

誓約書

この利用規約は宮古島マリンスポーツセンターが提供するサービス小型船舶操縦士免許で操船ができる水上バイク(PWC)の利用に関して生ずる全ての関係に適用されます。

第一条

特殊小型船舶操縦士免許で操船できる水上バイク(PWC)が沈没、座礁、激突、火災、爆発、盗難、航海中及び艇庫保管中の風水災などの偶発な事故により損害を受けた場合(運転者及び利用者)に責任を負っていただきます。

第二条

故意または過失により損傷した場合は損害金を請求させていただきます。特殊小型船舶操縦士免許で運転できる水上バイクを沈没、損傷させると最高 200 万円頂きます。

第三条

事故等の責任は全てにおいて運転者(利用者)に負っていただきます。
飲酒での操船は絶対に禁止です。飲酒での事故は保険適用外となります。

第四条

船体、及び船底に損害を与えた場合、過失の有無を問わず最高 50 万円頂きます。
ロープを船底や吸水口エンジン内部、シャフト類含むに絡ませて使用不可になった場合も同等の扱いとなります。その時点で水上バイクの利用は中止となり、返金は一切ありません。またロープの巻き込み、異物の吸い込みをしないよう十分海面の漂流物には注意して操船してください。

第五条

遺留品(忘れ物)につきましては使用者がサービス終了の際に船体に遺留品がないことを確認して終了するものとし、弊社はサービス終了後の遺留品につきましては一切責任を追わないものとなります。

第六条

他人や周りに迷惑を掛けずに楽しむ事とし、周囲や他人と紛争が生じた時、弊社は一切関与を致しません。お客様の責任で解決・和解する事とする。

第七条

本規約は日本法に従って解釈され、弊社とお客様(利用者)の間に紛争が起きた際は弊社の本店所在地を管轄する沖縄本島の裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とします。

特殊小型船舶操縦士免許番号 第 _____ 号

署名 氏名 _____

住所 _____

携帯/自宅 _____ / _____